

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



鹿児島県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられた平成23年6月1日から令和3年6月1日で**10年**を迎えます。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

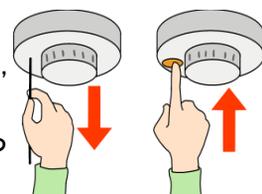
設置が必要な場所は、**寝室・階段等**※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

鹿児島県 / 鹿児島県消防長会 (鹿児島県内20消防本部)

(詳細につきましては、最寄りの消防本部にお問い合わせください。)

後援：一般社団法人 鹿児島県 消防設備安全協会
電話：099-226-1870 <http://www.syoubounet.jp/kagoshima/>

FDMA 消防庁
住民とともに Fire and Disaster Management Agency